

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和4年度 森田委第5号
委託業務名称	森林環境学習「やまのこ」業務委託
委託業務場所	長浜市高山町2324番地外 高山キャンプ場
業務の概要	<p>森林環境学習「やまのこ」 高山キャンプ場の森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開し、森林をはじめとする環境への関心、理解を深めることを目的とし実施するもの。</p> <p>(1) 森に親しむ学習: 森林ウォーキング、樹木・森林観察 等  (2) 森づくり体験学習: 間伐・枝打ち見学、丸太切り、樹皮むき体験 等  (3) 森の恵み利用学習: クラフト(焼杉、キーホルダーづくり)体験 等  (4) 森のレクチャー: 山の仕事、山里の昔話、森林と琵琶湖をつなぐ学習 等</p>
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	金8,483,276円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市余呉町中之郷250番地</p> <p>[商号又は名称] 株式会社ロハス長浜</p>
契約相手方の選定理由	<p>森林環境学習「やまのこ」事業は、琵琶湖森林づくり県民税で実施される事業のひとつとして、平成19年度から県内7か所(平成20年度から8か所)の受入施設で実施されており、高山キャンプ場は、その受入施設のひとつとして指定されています。</p> <p>高山キャンプ場(株式会社ロハス長浜)は、指定管理者制度を導入している施設であり、指定管理者募集の際に提示した仕様書においては、当該事業を指定管理者が実施する旨記載しています。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び長浜市契約規則第27条第1項第1号の規定に基づき、現指定管理者である株式会社ロハス長浜と随意契約します。</p>
根拠規定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>